

湯河原町宿泊税に係る Q & A

1 宿泊税について（P 4）

- Q 1 宿泊税とはどのような税金ですか。
- Q 2 宿泊税の税額はいくらですか。
- Q 3 税額が変更されることはありますか。
- Q 4 宿泊料金を低額に設定している宿泊施設では、負担感が大きいのではないですか。免税点（一定金額以下は課税の対象とならないその一定金額）を設けるべきではありませんか。
- Q 5 特別徴収義務者は何を行う必要がありますか。

2 宿泊について（P 5～P 7）

- Q 1 課税対象となる「宿泊」の判断基準を教えてください。
- Q 2 宿泊日の考え方について教えてください。
- Q 3 連泊の場合の宿泊税の取扱いを教えてください。
- Q 4 施設のみを利用する場合は課税対象ですか。
- Q 5 個人で民泊を経営している場合も課税の対象ですか。
- Q 6 民泊を行っており、宿泊者から宿泊料金を取っている場合でも、課税対象ですか。
- Q 7 町外から宿泊される方々はビジネス客であっても観光施設を見ることはあるかもしれませんが、地元の人が宿泊する場合も宿泊税は課税されますか。
- Q 8 避難所開設等の緊急時における宿泊税については、課税対象外とみなしてよいのですか。
- Q 9 長期滞在（2～3 箇月）の場合も課税対象ですか。この場合、宅建業法に基づいて、短期賃貸借契約（30 日以上の場合可能）とした場合はどうですか。
- Q 10 ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）もしくは会社自らが業務上、客室を利用すること又はその客室のこと）の場合は課税対象ですか。
- Q 11 従業員が業務のために宿泊した場合（金銭の授受はなし）は課税対象ですか。
- Q 12 自社向けの研修施設ですが、宿泊税は課税されるのですか。一般にも貸出をしているため、旅館業の許可を取っています。
- Q 13 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合は課税対象ですか。
- Q 14 団体宿泊に伴い会議室を客室として提供する場合は課税対象ですか。
- Q 15 ペットの宿泊の場合の扱いを教えてください。

- Q16 条例の施行日より前に事前予約を行っていた場合も、宿泊税は課税されるのでしょうか。
- Q17 実際の宿泊を伴わない場合における宿泊税の取扱いを教えてください。
- Q18 キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、宿泊税の対象となりますか。また、料金は、1棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でも一律に1人当たり宿泊税が課税されますか。

3 宿泊料金について（P8～P10）

- Q1 「宿泊料金」の対象となるものは何ですか。
- Q2 サービス料はすべて宿泊料金に含める必要がありますか。
- Q3 旅館の場合、夕食と朝食がセットになった料金体系ですが、宿泊代と飲食代の合計で税額が決定されますか。
- Q4 1部屋ごとに料金を設定している場合等、1人当たりの料金が不明な場合はどのように取り扱えばいいですか。
- Q5 無料宿泊券を利用する場合の取扱いを教えてください。
- Q6 旅行会社の添乗員の宿泊料金が規約により無料となる場合は課税されますか。
- Q7 宿泊料金の割引・優待等があった場合や、ポイントでの支払いがあった場合における宿泊料金の取扱いを教えてください。
- Q8 長期滞在の場合、5泊したら1泊無料キャンペーンの場合の税額はどうなりますか。
- Q9 延長料金は宿泊料金になりますか。
- Q10 連泊割引における宿泊料金の考え方はどうなりますか。
- Q11 お客様がお越しにならず（不泊）、キャンセル料をいただく場合の宿泊税の取扱いはどうなりますか。
- Q12 2人で予約し、宿泊税を事前に領収していましたが、実際の宿泊が1人のみだった場合は宿泊税を返金してもよいですか。
- Q13 外貨建て取引による宿泊料金の考え方はどうなりますか。

4 課税免除について（P11）

- Q1 修学旅行等で課税免除となるのは、どのような人ですか。
- Q2 修学旅行の事前準備（下見）は課税免除となりますか。
- Q3 部活動の合宿で宿泊する生徒は、課税免除の対象ですか。
- Q4 大学のゼミ合宿の利用による宿泊は、課税免除の対象ですか。

5 徴収方法について（P12）

- Q1 宿泊税の徴収方法を教えてください。
- Q2 ネット予約、無人化施設等での徴収方法を教えてください。

- Q 3 キャッシュレス手数料は宿泊事業者が負担しなければいけませんか。
- Q 4 宿泊者が宿泊税を支払わない場合はどのように対処すればよろしいですか。
- Q 5 旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者となっておりませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありますか。
- Q 6 宿泊税のことを知らない外国人が来たら、どのように対応すればよいですか。

6 申告と納入について（P13～P15）

- Q 1 申告納入は毎月行う必要がありますか。
- Q 2 申告納入の特例の適用要件を教えてください。
- Q 3 申告納入期限の特例が取り消しになることはありますか。
- Q 4 宿泊がない月でも申告が必要です。この場合、納入書は金融機関等に持っていく必要がありますか。
- Q 5 連泊により月をまたぐ場合の申告納入はどうしたら良いのでしょうか。
- Q 6 納入申告書と納入書は毎月送られてくるのでしょうか。
- Q 7 特別徴収義務者の名称や所在地、施設名称が変更となったため、「宿泊税特別徴収義務者異動申告書」を提出した場合、変更後の内容の納入申告書・納入書が新たに送られてくるのでしょうか。
- Q 8 申告と納入が納期限に間に合わなかった場合どうなりますか。
- Q 9 郵便等を利用して納入申告書を送付し、町役場への到着が申告期限より後になった場合、期限後申告となりますか。
- Q10 他の税や使用料のように登録口座から引き落としできるように口座振替を利用したいです。

7 その他（P16～P17）

- Q 1 宿泊税の徴収は消費税との二重課税ではないのですか。
- Q 2 宿泊税は売上げに含まれますか。
- Q 3 売掛の場合の宿泊税の申告・納入は、宿泊があった月の翌月と入金された月の翌月のどちらですか。
- Q 4 宿泊税の課税を行ううえで、宿泊定款でどのように記載すべきか示してもらえませんか。
- Q 5 既に施行日以降の宿泊代をいただいている宿泊者からも宿泊税を徴収する場合の振込手数料はどのようになりますか。
- Q 6 宿泊税特別徴収交付金について教えてください。
- Q 7 宿泊税特別徴収交付金に対して、消費税は課税されますか。
- Q 8 宿泊税導入後に特別徴収義務者の登録を行っていない宿泊業者への対応はどうなりますか。
- Q 9 領収書が不要と言われる宿泊者に領収書を渡す必要がありますか。
- Q10 領収書等への表示はどのようにすればよいのでしょうか。

1 宿泊税について

Q 1 宿泊税とはどのような税金ですか。

A 宿泊税は、観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実により、豊かで活力ある地域づくり、地域経済の発展及び町民生活の向上に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てるための法定外目的税です。

※法定外目的税とは、条例で定める特定の費用に充てるために町が課することができる税です。

Q 2 宿泊税の税額はいくらですか。

A 宿泊者 1 人当たりの 1 泊の宿泊料金に応じて以下の税額で課税されます。

- ① 50,000 円未満(49,999 円まで)が 300 円
- ② 50,000 円以上が 500 円

Q 3 税額が変更されることはありますか。

A 税額は町宿泊税条例において規定されています。

なお、本条例では施行後 3 年、その後 5 年ごとに、社会経済情勢等の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしています。

Q 4 宿泊料金を低額に設定している宿泊施設では、負担感が大きいのではないですか。免税点（一定金額以下は課税の対象とならないその一定金額）を設けるべきではありませんか。

A 宿泊者が享受する行政サービスは、宿泊料金や税額の高低に関わらず一定であることから、その人が受ける利益に応じて負担するという「応益負担」の考えや、税の公平性の観点から免税点を設けていません。

Q 5 特別徴収義務者は何を行う必要がありますか。

A 特別徴収義務者とは、湯河原町内で営業を行う旅館業又は住宅宿泊事業の経営者です。ただし、全面的に経営を委託している場合など、経営者以外の方を特別徴収義務者として指定できる場合がありますので、湯河原町税務収納課課税係にご相談ください。

湯河原町内に住所及び所在地（以下「住所等」といいます。）を有していない場合は、納税に関する一切の事務を処理させるため、原則として、町内に住所等を有するものを納税管理人と定めて申告する必要があります。納税管理人を定める必要が生じた日から 10 日以内に申告してください。

特別徴収義務者の方には、宿泊者から宿泊税を徴収し湯河原町に申告納入していただくほか、帳簿や書類の保存を行っていただく必要があります。

旅行代理店等は、特別徴収義務者ではありませんので、旅館代理店等から宿泊税を直接、町に納入いただくことはできません。

2 宿泊について

Q 1 課税対象となる「宿泊」の判断基準を教えてください。

A 湯河原町宿泊税において課税対象となる「宿泊」の判断基準は、原則以下のとおりです。

- ① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの。
- ② ①以外の場合で、以下3点の条件をすべて満たす宿泊施設の利用である。
 - ・ 宿泊料金が発生している
 - ・ 利用時間が日をまたぐ6時間以上である
 - ・ 寝具を使用している（利用者が自己の寝具を持参し使用する場合も含む）

※本来の許可、届出を得ていない施設であっても、旅館業法の許可が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は課税対象となります。

【旅館業法の許可が必要な宿泊の定義】とは以下の4点をすべて満たすものです。

- ・ 宿泊料を徴収している（名称は問わない）
- ・ 社会性がある（社会通念上、個人生活上の行為として行われる範囲を超える行為）
- ・ 反復継続性がある（宿泊募集を継続的に行っている場合など）
- ・ 生活の本拠ではない（使用期間が1箇月未満の場合、使用期間が1箇月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）

Q 2 宿泊日の考え方について教えてください。

A 宿泊税における宿泊日とは、宿泊施設へチェックインした日として取り扱ってください。ただし、これによることが困難な場合（チェックインが0時以降等）は、宿泊施設において作成する帳簿等に記載された日をもって宿泊税における宿泊日として差し支えありません。到着がチェックイン予定日の翌朝になったことにより、宿泊施設が宿泊料金を徴収しないときは課税対象となりません。

Q 3 連泊の場合の宿泊税の取扱いを教えてください。

A 連泊の場合は、連泊した宿泊数に応じて課税されます。

（例）1泊あたりの宿泊料金 50,000 円未満で1人3泊した場合
宿泊税額 300 円 × 1 人 × 3 泊 = 900 円

Q 4 施設のみを利用する場合は課税対象ですか。

A 宿泊税は、宿泊施設での宿泊が課税対象となるため、宿泊をしないで旅館等の施設のみを利用する場合は、宿泊税の課税対象となりません。

Q 5 個人で民泊を経営している場合も課税の対象ですか。

A Q 1 の旅館業法の許可が必要な宿泊の定義に該当する場合は、課税対象となります。

Q 6 民泊を行っており、宿泊者から宿泊料金を取っている場合でも、課税対象ですか。

A 宿泊の対価がその料金に含まれている場合は、宿泊税の課税対象となります。

Q 7 町外から宿泊される方々はビジネス客であっても観光施設を見ることはあるかもしれませんが、地元の人が宿泊する場合も宿泊税は課税されますか。

A 湯河原町における宿泊税は、受益者負担の観点から法定外目的税として導入しており、税の公平性の観点から、一定の負担をお願いします。

Q 8 避難所開設等の緊急時における宿泊税については、課税対象外とみなしてよいのですか。
A 宿泊者（納税義務者）の天災による宿泊については、宿泊税条例により宿泊税を免除することになります。 なお、基本的には宿泊者に宿泊料金、寝具の追加料金等がない場合は、課税されませんので申し添えます。
Q 9 長期滞在（2～3箇月）の場合も課税対象ですか。この場合、宅建業法に基づいて、短期賃貸借契約（30 日以上の場合可能）とした場合はどうですか。
A 宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず、宿泊税が課税されますが、賃貸借契約に基づく利用行為の場合は、旅館業法の許可を必要とする宿泊行為には該当しませんので、宿泊税は課税されません。
Q10 ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）もしくは会社自らが業務上、客室を利用すること又はその客室のこと）の場合は課税対象ですか。
A 宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金が課されている場合は、課税対象となります。宿泊契約でない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で料金を課している場合は、対象となります。
Q11 従業員が業務のために宿泊した場合（金銭の授受はなし）は課税対象ですか。
A 宿泊施設が宿泊料金を無料としているため、宿泊税は課税されません。
Q12 自社向けの研修施設ですが、宿泊税は課税されるのですか。一般にも貸出をしているため、旅館業の許可を取っています。
A 研修施設の場合、宿泊料を徴収し、社会性があるなど、旅館業法に該当する施設であれば、宿泊税の対象となります。宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金が課されている場合や、宿泊契約でない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で料金を課している場合は、課税対象となります。
Q13 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合は課税対象ですか。
A その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるものは宿泊税の課税対象となります。なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、以下のすべての条件を満たす場合は宿泊税の課税対象となります。 ・ 宿泊料金が発生している ・ 利用時間が日をまたぐ6時間以上である ・ 寝具を使用している（利用者が自己の寝具を持参し使用する場合も含む）
Q14 団体宿泊に伴い会議室を客室として提供する場合は課税対象ですか。
A 会議室を客室として提供した場合、その利用が宿泊契約に基づくものであり、宿泊料金が課される場合は、宿泊税の課税対象となります。なお、会議室を客室として使用の場合は、旅館業法において、会議室を客室とする変更手続きが必要となると思われます。県へご確認ください。
Q15 ペットの宿泊の場合の扱いを教えてください。
A 基本的な考えとして宿泊者ではないので、宿泊税の課税対象になりません。
Q16 条例の施行日より前に事前予約を行っていた場合も、宿泊税は課税されるのでしょうか。
A 条例の施行日前に予約を行っていた場合でも、宿泊日が施行日（令和8年4月1日）以降であれば、宿泊税が課税されます。

Q17 実際の宿泊を伴わない場合における宿泊税の取扱いを教えてください。
A ホールドルーム、キープルーム等、実際の宿泊を伴わない利用行為である場合、課税対象とはなりません。ただし、実際に宿泊行為があった場合や日をまたぐ6時間以上の利用料金を課している場合は、課税対象となります。この場合の宿泊人数については、宿泊施設で把握する人数としてください。
Q18 キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、宿泊税の対象となりますか。また、料金は、1棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でも一律に1人当たり宿泊税が課税されますか。
A 旅館業法は施設を設けて宿泊させるものであるため、移動式テントをお客様が設置する場合等、旅館業に該当しないものであれば、宿泊税の対象にはなりません。 ただし、固定式テントやバンガロー等事業者が設けた施設で宿泊する場合は、宿泊税が課税されます。 なお、1棟貸しの場合などで人数に関わらず宿泊料金が設定されている場合であっても、宿泊人数に応じた宿泊税がかかります。

3 宿泊料金について

Q 1 「宿泊料金」の対象となるものは何ですか。

A 「宿泊料金」は、食事代や消費税等を除き、サービス料等を含んだ金額です。

＜宿泊料金に含まれるものの例＞

- ・清掃料
- ・寝具使用料
- ・入浴代
- ・寝衣代
- ・サービス料、奉仕料
- ・宿泊補助金や宿泊助成金など、宿泊者以外の者がその宿泊に関して支払う額 等

＜宿泊料金に含まれないものの例＞

- ・食事代
- ・遊興費
- ・会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る料金
- ・消費税、地方消費税、入湯税 ・自動車代、たばこ代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金
- ・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額 等

Q 2 サービス料はすべて宿泊料金に含める必要がありますか。

A 各施設における料金の名称に関わらず（「サービス料」という名目か否かにかかわらず）、宿泊の対価又は負担とする料金は宿泊料金に含み、それ以外は宿泊料金に含めません。

Q 3 旅館の場合、夕食と朝食がセットになった料金体系ですが、宿泊代と飲食代の合計で税額が決定されますか。

A 宿泊料金に食事代が含まれている場合は、食事代に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。食事代に相当する額を明確に分離できない場合は、次のとおり定める割合を食事代とみなします。ただし、朝食無料サービス等、宿泊以外の利用行為が無料で提供される場合は、食事代等に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

- ① 1泊につき朝食が1回提供されるとき 宿泊料金の10%
- ② 1泊につき夕食が1回提供されるとき 宿泊料金の40%
- ③ 1泊につき朝食及び夕食がそれぞれ1回提供されるとき 宿泊料金の50%

Q 4 1部屋ごとに料金を設定している場合等、1人当たりの料金が不明な場合はどのように取り扱えばいいですか。

A 宿泊料金を宿泊人数で除した金額を宿泊料金としてください。

例) 1室1泊の料金が税抜き50,000円（ツインルーム）の場合

- ① 大人1人で宿泊
→ $50,000 \text{ 円} \div 1 \text{ 人} = 50,000 \text{ 円}$ 宿泊税額 $500 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} \times 1 \text{ 泊}$
- ② 大人2人で宿泊
→ $50,000 \text{ 円} \div 2 \text{ 人} = 25,000 \text{ 円}$ 宿泊税額 $300 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} \times 1 \text{ 泊}$
- ③ 大人2人、子ども1（年齢12歳未満）で宿泊（寝具等の追加なしの場合）
→ $50,000 \text{ 円} \div 2 \text{ 人} = 25,000 \text{ 円}$ 宿泊税額 $300 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} \times 1 \text{ 泊}$

※年齢 12 歳未満の子ども 1 人は課税対象外

④ 大人 2 人、乳児 1 人で宿泊（ベビーベッド代 3,000 円を追加）

→ $50,000 \text{ 円} \div 2 \text{ 人} = 25,000 \text{ 円}$ 宿泊税額 $300 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} \times 1 \text{ 泊}$

※ベビーベッド代が乳児に帰属するのが明らかであるため大人とは別に取り扱う

※ベビーベッド代がかかっている場合でも年齢 12 歳未満の子ども 1 人は課税対象外

⑤ 大人 2 人、乳児 1 人で宿泊（エキストラベッド代 7,000 円を追加）

→ $50,000 \text{ 円} \div 2 \text{ 人} = 25,000 \text{ 円}$ 宿泊税額 $300 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} \times 1 \text{ 泊}$

※エキストラベッド代が乳児に帰属するのが明らかであるため大人とは別に取り扱う

※エキストラベッド代がかかっている場合でも年齢 12 歳未満の子ども 1 人は課税対象外

⑥ 大人 3 人で宿泊（エキストラベッド 7,000 円を追加）

→ $(50,000 \text{ 円} + 7,000 \text{ 円}) \div 3 \text{ 人} = 19,000 \text{ 円}$ 宿泊税額 $300 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} \times 1 \text{ 泊}$

※追加料が特定の宿泊者に帰属しないため、総額・総数に含める

Q 5 無料宿泊券を利用する場合の取扱いを教えてください。

A 宿泊施設が独自に宿泊者に対して、通常の宿泊料金の一定割合の金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額が宿泊料金となります。無料宿泊券を宿泊施設が発行した場合は、宿泊料金が 0 円であるため、宿泊税は課税されません。

なお、第三者からの支払いがある場合で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部または一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と第三者からの支払われた金額を合算した金額が宿泊料金となります。

Q 6 旅行業者の添乗員の宿泊料金が規約により無料となる場合は課税されますか。

A 宿泊施設が旅行業者の添乗員の宿泊料金を無料としている場合は課税されません。

Q 7 宿泊料金の割引・優待等があった場合や、ポイントでの支払いがあった場合における宿泊料金の取扱いを教えてください。

A 宿泊施設の経営者自らのサービスで割引が行われた場合は、割引後の料金を宿泊料金とします。（宿泊施設のポイント制度等に基づくポイント等の利用による値引きについても同様の取扱いとします。）

例）宿泊料金 50,000 円のところ、宿泊施設の経営者が 47,000 円に値引きした。

→宿泊料金は値引き後の 47,000 円。（宿泊税は 300 円）

旅行業者、カード会社等の宿泊施設の経営者自らのサービス以外（宿泊サイトのポイントや懸賞による招待等）で割引が行われた場合（いわゆる第三者割引）は、割引前の料金を宿泊料金とします。

例）宿泊料金 50,000 円のところ、宿泊者が宿泊予約サイトのポイントを 3,000 円分利用し、現金 47,000 円で支払った。

→宿泊料金はポイント利用前の 50,000 円。（宿泊税は 500 円）

Q 8 長期滞在の場合、5 泊したら 1 泊無料キャンペーンの場合の税額はどうなりますか。

A 宿泊施設の宿泊者に対する割引等により宿泊料金がかからない宿泊の場合は、宿泊税は課税されません。（1 泊無料分のみ）

Q 9 延長料金は宿泊料金になりますか。

A 宿泊の前後に時間を延長して客室を利用した場合、その延長に係る料金は宿泊料金には含みません。ただし、この利用による料金を契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、宿泊料金となります。

Q10 連泊割引における宿泊料金の考え方はどうなりますか。
A 連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします。連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で除した金額を宿泊料金とします。 例) 宿泊料金 1泊 50,000 円のところ、5泊6日に宿泊者を1泊あたり1割引とした。 → 1泊あたりの宿泊料金は割引後の 45,000 円 宿泊税額 300 円 × 1 人 × 5 泊 = 1,500 円
Q11 お客様がお越しにならず（不泊）、キャンセル料をいただく場合の宿泊税の取扱いはどうなりますか。
A 「宿泊行為」がないため課税されません。また、キャンセル料を契約上「違約金」として取り扱う場合も、宿泊税は課税されません。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料を宿泊料金とみなし、課税対象となります。
Q12 2人で予約し、宿泊税を事前に領収していましたが、実際の宿泊が1人のみだった場合は宿泊税を返金してもよいですか。
A 実際に宿泊があった人数で宿泊税を徴収していただくこととなりますので、事前に徴収していた税額と差額がある場合は、差額分を返金してください。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなし、宿泊税の課税対象となります。
Q13 外貨建て取引による宿泊料金の考え方はどうなりますか。
A 宿泊料金の外貨建て支払いにおける宿泊料金は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（TTM）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。（具体的な取扱いについては、「外貨建取引等会計処理基準」（法人税基本通達）に準じて算定します。）

4 課税免除について

Q 1 修学旅行等で課税免除となるのは、どのような人ですか。
A 課税免除の対象者は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に通う児童、生徒並びに引率者です。 ※いわゆる専門学校（専修学校、各種学校等）や海外の学校の生徒等は、学校行事であっても課税免除の対象とはなりません。 【引率者とは】 児童、生徒又は学生の引率を行う学校の関係者、心身の障がい等により介助を必要とする児童、生徒又は学生の介助をする看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマンなどは対象となりません。
Q 2 修学旅行の事前準備（下見）は課税免除となりますか。
A 修学旅行の事前準備（下見）については、児童や生徒が参加しないこと、学習指導要領等に基づき実施する学校行事ではないことを踏まえると、課税免除の対象とはなりえないものと判断します。
Q 3 部活動の合宿で宿泊する生徒は、課税免除の対象ですか。
A 部活動の合宿は、課税免除の対象ではありません。課税免除の対象となるのは、学習指導要領における学校行事であると認められるもので、修学旅行のほか、林間学校など学年全体で実施される行事によって宿泊している場合です。
Q 4 大学のゼミ合宿の利用による宿泊は、課税免除の対象ですか。
A 基本的に大学の活動による宿泊行為は、課税免除の対象とはなりません。

5 徴収方法について

Q 1 宿泊税の徴収方法を教えてください。
A 特別徴収の方法については、具体的には規定していません。徴収しやすい方法を選択してください。 ① 現地払い…現地で宿泊料金と宿泊税を支払います。 ② 事前決済…予約時に宿泊料金と宿泊税を支払います。 ※仮に旅行サイトを使い宿泊税込みで決済していて、キャンセルになった場合は、宿泊施設又は旅行予約サイトの運営会社が当該宿泊税分を返還します。 ③宿泊料金は事前決済、宿泊税は現地払い…予約時に宿泊料金を支払い、現地で宿泊税を支払います。
Q 2 ネット予約、無人化施設等での徴収方法を教えてください。
A 特別徴収の方法については、具体的には規定していません。「事前決済の際に宿泊料金と併せて徴収する」「現地で徴収する」など宿泊税を徴収しやすい方法により徴収いただくことになります。 (他都市の事例では、ホームページ上に宿泊税について明記し、予約時に事前決済で徴収していることが多いようです。)
Q 3 キャッシュレス手数料は宿泊事業者が負担しなければいけませんか。
A 宿泊者が宿泊税をクレジットカード等で支払った場合における手数料については、宿泊事業者とクレジットカード会社等の契約によるものになりますので、宿泊事業者で負担していただくことになります。
Q 4 宿泊者が宿泊税を支払わない場合はどのように対処すればよろしいですか。
A 仮に納税されなかった場合は、法令上、特別徴収義務者である宿泊事業者が本町へ納入したうえで、納税拒否した宿泊者に求償することになります。(地方税法第 733 条の 15 第 3 項)
Q 5 旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者となっておりますが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありますか。
A 旅行業者の方が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、ホテルや旅館等にお支払いいただくこともできます。 宿泊税を旅行商品の販売時に預かり金としてお取扱いいただくか、あるいはホテルや旅館等に宿泊する際に支払っていただくかについては、旅行業者の方とホテル、旅館等との間で取り決めていただくことになります。
Q 6 宿泊税のことを知らない外国人が来たら、どのように対応すればよいですか。
A 宿泊税のポスター、チラシ等の広報物を活用してご説明をお願いいたします。

6 申告と納入について

Q 1 申告納入は毎月行う必要がありますか。

A 宿泊税の申告納入を適正に行っていただくことや他の税目でも特別徴収義務者から毎月納入していただく制度となっていることから、宿泊税においても、原則申告納入は毎月行う必要があります。ただし、所定の要件を満たす場合は、宿泊事業者が湯河原町に申請し、湯河原町から承認を受けることにより申告納入期限の特例を受けることができます。この特例を受けると、3箇月分をまとめた年4回の申告納入期限となります。

宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限
3月分 4月分 5月分	6月末日	9月分 10月分 11月分	12月末日
6月分 7月分 8月分	9月末日	12月分 1月分 2月分	3月末日

※年1回や年2回の申告納入期限とした場合、何かあった時の確認など余計に事業者の負担になることが考えられること、(所得税のようなご自身の申告ではなく)宿泊者からの預かり金であるため、申告納入期限の特例として年4回としています。この特例を受けていない場合、毎月の申告(宿泊があった月の翌月末日期限)となりますのでご注意ください。

Q 2 申告納入の特例の適用要件を教えてください。

A 【適用要件】

- ① 申請書を提出した日の属する月(以下「申請月」という。)の前12箇月間(以下「対象期間」という。)における宿泊税の納入すべき金額の合計額が360万円以下であること。
- ② 過去に本特例の承認の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から1年を経過していること。
- ③ 対象期間において、宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
- ④ 対象期間において、町税に係る徴収金を滞納していないこと。
- ⑤ 申請月の12箇月前の月の初日までに宿泊施設の経営を開始し、かつ、湯河原町宿泊税条例第8条第1項の規定による申告をしていること。
- ⑥ 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

【経過措置】

宿泊税の導入開始日以前に営業を開始しており、かつ、営業開始から1年を経過している宿泊施設においては、下記要件を満たしていれば、先行して申告納入の特例の対象となります。

宿泊税の導入開始後最低3箇月間は納入実績の確保を図る観点から毎月の申告納入を行い、令和8年7月1日から令和9年3月31日までの間で「宿泊税納入期限等特例承認申請書」を提出すること、提出した日の属する月の前3箇月間の宿泊税の納入合計額が90万円以下であることが要件となります。

Q 3 申告納入期限の特例が取り消しになることはありますか。
A 申告納入期限までに申告納入がないなど、年度の途中で特例適用の要件を満たさなくなったと認められる場合は、当該年度末に特例の適用を取り消します。その場合、3月末までに「宿泊税納入期限等特例承認取消通知書」により通知します。 なお、特例の適用中に直近 12 箇月間の宿泊税納入合計額が 360 万円を上回った場合でも、それ以外の適用要件を満たしている場合には、特例は取り消されない想定としています。
Q 4 宿泊がない月でも申告が必要です。この場合、納入書は金融機関等に持っていく必要がありますか。
A 適正かつ公平な課税を行うためには、宿泊行為がなかったことも含めて的確に把握する必要がありますので、申告すべき税額が 0 円の場合でも、0 円と記載した納入申告書の提出をお願いします。 宿泊行為がない月は納入していただく宿泊税はないため納入書を金融機関等に持っていく必要はありません。
Q 5 連泊により月をまたぐ場合の申告納入はどうしたら良いでしょうか。
A 宿泊行為があった日が属する月に計上していただきますので、月をまたぐ連泊の場合は分けて計上してください。 例) 4 月 30 日～5 月 2 日の 2 泊 3 日の場合 4 月 30 日分を 4 月分に、5 月 1 日分を 5 月分に、というように分けて計上してください。
Q 6 納入申告書と納入書は毎月送られてくるのでしょうか。
A 納入申告書と納入書につきましては、毎年 2 月上旬に翌年度分（1 年分）をお送りします。初年度につきましては、令和 8 年 4 月開始に間に合うように書類を送付します。
Q 7 特別徴収義務者の名称や所在地、施設名称が変更となったため、「宿泊税特別徴収義務者異動申告書」を提出した場合、変更後の内容の納入申告書・納入書が新たに送られてくるのでしょうか。
A 名称、所在地又は住所、施設名称の変更の場合は、受け取り済みの納入申告書と納入書をそのままご使用ください。こちらで読み替え対応いたしますが、二重線で訂正していただけますと助かります。
Q 8 申告と納入が納期限に間に合わなかった場合どうなりますか。
A 納期限後に納入申告書の提出があった場合については、不申告加算金が課せられる場合があります。 納期限までに宿泊税額を納入していただけなかった場合には、納入日までの日数に応じ、延滞金が課される場合があります。 また、特別徴収交付金は納期内納入額（納入期限までに納入申告を提出し、当該申告に係る納入金の全額を納入したものに限る。）に対してお支払いします。そのため、納期限に納入が間に合わなかった月分は、特別徴収交付金をお支払いすることができません。
Q 9 郵便等を利用して納入申告書を送付し、町役場への到着が申告期限より後になった場合、期限後申告となりますか。
A 原則として、町役場に届いた日が申告日となります。ただし、郵便局（郵便官署）の消印があれば、その消印の日に申告があったものとして取扱います。（※信書便の指定業者以外の宅配便、メール便、ゆうパック等を利用した場合は湯河原町への到達日が申告日となり

ます。)

Q10 他の税や使用料のように登録口座から引き落としできるように口座振替を利用したいです。

A 住民税や固定資産税は（賦課課税といい）、湯河原町で納入額を決めて案内しているものです。

宿泊税は申告課税であり事業者様に集計してもらい納入いただくものなので口座振替はできかねます。

7 その他

Q 1 宿泊税の徴収は消費税との二重課税ではないのですか。

A 二重課税とは一つの課税要因に対して、同種の租税が重複して課税されることを指します。消費税は国税であり、宿泊税は地方税であるため同種の税ではありません。

【参考】複数の税がかけられている事例

税目	税の種類
ガソリン	ガソリン税、石油税、消費税
たばこ	たばこ税、たばこ特別税、市町村たばこ税、都道府県たばこ税、消費税
酒	酒税、消費税

また、宿泊税の課税対象は宿泊料金を伴うものですが、消費税（地方消費税）は宿泊料金に含めないため、二重課税とはなりません。宿泊税自体も宿泊施設が受け取る宿泊料金ではありませんので、不課税取引に該当し消費税はかかりません。

Q 2 宿泊税は売上げに含まれますか。

A 宿泊税は宿泊者に対して課税される税のため、売上げに含まれません。

Q 3 売掛の場合の宿泊税の申告・納入は、宿泊があった月の翌月と入金された月の翌月のどちらですか。

A 実際に宿泊があった月の翌月に申告・納入してください。

Q 4 宿泊税の課税を行ううえで、宿泊定款でどのように記載すべきか示してもらえますか。

A 特に決まりはありませんが、宿泊税について記載していただく場合は、宿泊税の対象となる宿泊の定義や税率についてご記載ください。

【宿泊税の対象となる宿泊とは】

宿泊税は宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、宿泊者に課するものです。宿泊税の対象となる宿泊については、下記①、②で判断します。

- ① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの。
- ② ①以外の場合で、以下3点の条件をすべて満たす宿泊施設の利用である。
 - ・ 宿泊料金が発生している
 - ・ 利用時間が日をまたぐ6時間以上である
 - ・ 寝具を使用している（利用者が自己の寝具を持参し使用する場合も含む）

Q 5 既に施行日以降の宿泊代をいただいている宿泊者からも宿泊税を徴収する場合の振込手数料はどのようになりますか。

A 振込手数料が必要な場合は、通常、納税義務者である宿泊者にご負担いただくこととなります。宿泊料を支払い済みの宿泊者については、宿泊時に現地で徴収するなどの方法で対応していただきますようお願いいたします。

Q 6 宿泊税特別徴収交付金について教えてください。

A 宿泊税の特別徴収義務者に対し、特別徴収に係る事務負担を報償し、併せて、納期内納入の意欲の高揚を図ることを目的として宿泊税特別徴収交付金の交付を予定しております。原則として納期限までに申告納入された宿泊税額の3.0%を交付します。

交付要件、交付時期、手続き方法については要綱が確定次第、湯河原町のホームページでお知らせします。

Q 7 宿泊税特別徴収交付金に対して、消費税は課税されますか。	
A 特別徴収義務者に交付する宿泊税特別徴収交付金については、対価を得て行う資産の譲渡等にあたらないため「不課税取引」となり、消費税の課税対象とはなりません。	
Q 8 宿泊税導入後に特別徴収義務者の登録を行っていない宿泊業者への対応はどうなりますか。	
A 町内で宿泊施設を営業している方は登録を行っていない場合でも宿泊税の特別徴収義務者となります。町で現地調査を実施し、営業を行っている事実が判明した場合は、特別徴収義務者としての仮登録を行うとともに、特別徴収義務者の登録及び申告納入を行うよう指導いたします。また、調査により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくため、町で税額の決定を行い、納入していただきます。なお、不申告加算金等の加算金も課されます。	
Q 9 領収書が不要と言われる宿泊者に領収書を渡す必要がありますか。	
A 領収書が不要と言われる宿泊者には領収書をお渡しする必要はありません。 領収書をお渡しする場合は、宿泊税の名称とその額を表示するようにお願いします。	
Q10 領収書等への表示はどのようにすればよいでしょうか。	
A 領収書における宿泊税額は、宿泊料金とは別に、税の名称と税額を記入していただく必要があります。 税の名称表示は、湯河原町で定めた表記で統一してください。 名称とその額は手書きしていただいても結構です。	
日本語	宿泊税
英語	Accommodation Tax
中国語（簡体字）	住宿费
中国語（繁体字）	住宿费
韓国語	숙박세
※宿泊税を明示しない場合は、消費税の課税対象となる場合があります。	